

## 第一章 総則

- 第1条 「名称」 本会は清明学園同窓会と称する
- 第2条 「事務所」 本会は東京都大田区南雪谷3丁目12-26学校法人清明学園内に置く
- 第3条 「目的」 本会は、会員相互の親睦を図り清明学園の発展に寄与する
- 第4条 「事業」 前条の目的を達成するために、次の事業を行う
1. 会員名簿の作成とメンテナンス
  2. 会報の発行
  3. 同窓会関連会議の開催
  4. 清明学園の行事への協力
  5. 清明学園への協賛
  6. ホームページ等の構築と運営などの会員への広報活動
  7. 新会員の入会費徴収、および会員よりの運営会費の受け入れ
  8. 一般および会員よりの寄付金の受け入れ
  9. その他、前条の目的を達成するため必要な事業

## 第二章 会員

- 第5条 「会員」
- 名譽会員 清明学園の旧教職員で清明学園理事長が推薦し、理事会が承認した者
- 正会員 清明学園初等部、中等部の修了生並びに卒業生  
かつて在籍した者で入会を希望する者は、学年連絡担当者又は正会員の推薦と理事会の承認を必要とする
- 退会 本人の死亡、本人の申し出、本会の名誉を著しく傷つけた会員で、理事会が退会と判断した者

## 第三章 役員

- 第6条 「役員の構成」 本会は次の役員を置く
- 理事
- |        |       |                            |
|--------|-------|----------------------------|
| 名譽会長   | 1名    | 清明学園理事長                    |
| 学校推薦理事 | 4名以内  | 学園長・中学校校長・初等学校校長<br>・幼稚園園長 |
| 正会員理事  | 15名以内 | 同窓会正会員から選任                 |
|        |       | 正会員理事から 会長1名、副会長1名を理事会にて選出 |

監事 2名もしくは3名 同窓会正会員から選任

第7条	「役員の選任」	
	名譽会長・学校推薦理事	清明学園の該当職務に任せられた時点を以って理事に選任する 但し理事会の議決には加わらない
	正会員理事・監事の選任	特別選考チームの推薦による候補者から、理事会にて選任する
	正会員理事・監事の解任	理事会にて行う
	特別選考チームの構成	名譽会長及び2名の正会員理事にて構成する

第8条	「役員の職務」	
	会長	会則の定めにより同窓会を代表しその職務を執行する
	副会長	会長を補佐し会長に事故あるときに会長の代行を務める
	理事	会則に定める目的の遂行を職務とする
	正会員理事の担当	経理・行事（清明トンボ会・清明祭） ・その他の委員会
	監事	経理事務および理事の業務執行を監査する 監査結果は年1回、定例理事会に報告する

第9条	「役員任期」	
	任期	1期2年間とする（4月1日より翌々年3月31日の2年間）
	学校推薦理事	清明学園職務在任中は再任を妨げない
	正会員理事	選任後4期までの再任を妨げない
	監事	選任後4期までの再任を妨げない
	任期途中の交代	前任者の残存期間とする

第10条	「理事会」	
	構成	理事により構成 但し、下記の定例理事会は監事もこれを構成する
	定例理事会	年1回（春）開催
	臨時理事会	会長が必要と判断した時に開催することができる
	理事会の成立	・定例理事会 正会員理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立 ・臨時理事会 正会員理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立 ・監事は極力出席する事とする（財産の適正なる管理と理事の業務執行の状況に対する意見を述べる）
	委任状	理事会を構成する役員は、理事会に先立って会長を代理人として委任状を提出することができる なお、会長が復代理人を指名した場合には復代理人が代理人の権限を実行する
	議長	会長がその任に当たる

業務	・定例理事会 事業・行事・予算・決算・監査報告・役員・会則・要綱・委員会など基本的な同窓会事項の承認および退会会員の取り扱い
案内	・臨時理事会 会長が判断した理事会招集事由等の討議および承認会長より会議開催 2 週間前に理事会構成メンバーに案内する
議決	議決に参加した正会員理事（委任状を含む）の過半数の賛成を以って議決する 賛否同数の場合は議長決済とする
議事録作成	理事会（含む臨時）は議事録を作成する

## 第四章 委員会等

### 第11条 「委員会」

構成	各委員会は理事が委員長となり原則 5 名以内の委員で構成する
目的	同窓会活動の推進
委員会名	
	行事
	広報
新規	上記以外の委員会を新規に設ける場合は、理事が委員会名・職務・委員名（担当理事 1 名を含む）を理事会に申請し、承認を得る

### 第12条 「学年連絡担当者」

卒業年度単位に学年連絡担当者を設ける	
任期	1 年とする 但し再任は妨げない
委嘱	理事会より委嘱する
内容	清明学園および同窓会情報のクラス会幹事等への伝達 同窓会員の死亡・改姓・住所変更の情報収集と同窓会への連絡
学年連絡担当者会議	開催は年 1 回とし、理事会の承認にもとづいて、会長 より会議案内を行う

## 第五章 懇談等

### 第13条 「清明トンボ会」

目的	同窓会員同士の親睦を図り懐かしき清明学園を楽しむ
開催	同窓会会員全員を対象とし、4 年に一度の開催予定

### 第14条 「イベント（清明祭）参加」

目的	清明学園後援会主催の清明祭に参加し会員同士の親睦と清明学園生活を堪能する
----	--------------------------------------

## 第六章 会計

第15条 「収入」 入会時会費・運営会費・寄付金で同窓会活動を行う

    入会時会費 清明学園を卒業し同窓会に入会する会員は、入会時会費として3,000円を納付する

    運営会費 同窓会の持続性を目的とし、毎年会員より運営会費の納付を受ける  
        運営会費は一口3,000円とし、口数は限定しない  
        ただし、3,000円以上は1,000円単位とする  
        運営会費を納付する会員は、中学校卒業後10年以上、もしくは相当する年齢以上の有志会員とする

    寄付金 一般および同窓会員に同窓会活動の維持拡大のため協力を求める

第16条 「決算」

    監査 每年、年度初頭に前年度の決算および業務監査を実施する

    経理担当理事 決算書類を作成し、監事には必要に応じて経理内容を説明する

    監事 決算書の確認および業務監査を担う

    承認 決算の承認は、定例理事会にて行う

    会計年度 每年4月1日から翌年3月31日の一年間

第17条 「管理」 本会の資産は会長の許、経理担当理事がこれを管理する

## 附則

1条 発効日 本会則は平成29年（2017年）4月1日より効力を発生する

2条 会則変更 理事会で正会員理事および監事合計の三分の二以上（委任状を含む）の賛成を必要とする

3条 無報酬 理事・監事・委員・学年連絡担当者等の同窓会業務は無報酬とする

4条 会長・副会長の選出

    理事会で、会則第10条議決の項に基づいて選出する（会則第6条の附則）

5条 正会員理事・監事の選任・解任

    理事会で、会則第10条議決の項に基づいて決定する（会則第7条の附則）

6条 正会員理事・監事の再任

    理事会で会則第10条議決の項に基づく賛成を以って4期までの再任を決定する（会則第7条の附則）

    但し、附則7条に定める定年を過ぎて新しい任期に入る再任は、出来ないものとする

7条 正会員理事・監事の定年

    満80歳をもって定年とする（会則第9条の附則）

    任期途中の満80歳到達時は、任期終了までその任に留まることとする

但し、定年に到達した正会員理事・監事につき、その任務・技量を他の役員が直ちに遂行する事が困難であると理事会が認定した場合は、例外的に理事・監事は就任後4期までの範囲内で更なる任期を、1期毎に認める事ができるものとし、附則6条に準じて再任する

## 8条 正会員理事・監事の任期途中での退任

当該理事・監事からの辞任の申し出を名誉会長が認めた場合には、理事会で会則第10条議決の項に基づく賛成をもって退任を認める（会則第7条・9条の附則）

## 要綱

1条 会則を補完するために要綱を設ける

2条 要綱の新規・変更・廃止は理事会承認を要する

3条 金融口座

（1）銀行口座

同窓会入会金（卒業時）の預け入れ、経費の支払い、  
口座振込みまたはネットバンキングによる運営会費及び  
寄付金の受け入れを目的とする普通口座

（2）ゆうちょ銀行口座 運営会費及び寄付金の受け入れを目的とする振替口座

4条 理事会の議事録作成は、副会長がこれを担当する

ただし、委員会が招集を依頼した臨時理事会は、依頼元委員会がこれを担当する

作成された議事録はメールにより全役員に配布し、次回理事会（定例理事会は直後の臨時理事会）にて出席者により承認する